

商品（国債）	利付国庫債券
--------	--------

1. 商品の概要等

(1)概要	この国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が責任をもって行なうため、極めて安全性の高い金融商品ですが、中途換金時に投資元本を割り込むことがあります。
(2)売買対象	個人および法人
(3)売買単位	5万円以上5万円単位（額面ベース）
(4)期間	2年、5年、10年
(5)金利水準	発行時に設定された利率が償還時まで適用される固定金利型です。
(6)課税関係	個人の場合は、原則、利払時に利子に対して利子所得として20.315%の課税。換金（買取）時および償還時に譲渡益（償還益）に対して譲渡所得として20.315%の課税。 尚、マル優および特別マル優の適用を受けることができます。 ※法人の場合は、上記とは異なります。

2. 元本欠損リスク

中途換金時のリスク	償還日より前に換金する場合は市場価格での売却となりますので、下記①、②などの理由により、中途換金時に投資元本を割り込むことがあります。 ① 市場の金利水準の変化による変動。 ※一般的に金利が上昇する過程では国債価格は下落（利回りは上昇）し、逆に金利低下の過程では国債価格は上昇（利回りは低下）する。 ② 金利水準や発行体である日本国の信用状況の変化等による債券価格の変動。
-----------	---

3. 手数料

口座管理手数料	口座管理手数料として、年間1,320円（消費税込）が必要となります。（口座管理手数料は毎年4月に自動引落させていただきます。）
---------	---

4. 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> 国債は市場性商品であるため、一旦締結した契約（購入または売却の約定）を取り消すことができません。 国債は預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象外です。また当行で取り扱う国債は投資者保護基金の対象とはなりません。 国債の発行が中止された場合は、当該国債が存在せず受け渡しを行なうことができないため、発行日前取引の約定は取消となります。また、国債の発行が延期された場合は、国債の運用期間が変化するという重要な契約内容の変更に該当するため、発行日前取引の約定は取消となります。国債の発行中止及び発行延期は財務省から発表されますが、その発表を受けて当行からもお客さまにご連絡いたします。 詳しくは、契約締結前交付書面を十分にお読みください。
--

5. 金融商品販売業者の概要

商号	株式会社北陸銀行（登録金融機関）	北陸財務局長（登金）第3号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	

6. 苦情対応措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会相談室 連絡先 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
--